平成２２年（フ）第１４８０号
愛知県小牧市大字岩崎573番地１
債務者　湯口　知幸
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字若宮73番地
債務者　鈴木　博幸
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３号
愛知県一宮市千秋町勝栗字五坊野31番地５
債務者　市川　宣子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２３号
青森県八戸市長者１丁目２番68号
債務者　根城　誠司
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
青森県八戸市大字白銀町字右岩淵通19番地12
市川アパートＢ
債務者　豊巻　孝典
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
青森県八戸市大字白銀町字右岩淵通19番地12
市川アパートＢ
債務者　豊巻　玲子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
青森県八戸市大字尻内町字前河原11番地３
債務者　三浦　道子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
青森県八戸市大字尻内町字前河原11番地３
債務者　三浦　庸
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
福島県南会津郡只見町大字蒲生字蒲生原564番地、前住所東京都大田区南久が原２丁目14番10号　国分荘１Ｆ20号
債務者　馬場　金一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２３９３号
京都市山科区西野様子見町１番地15　山科団地Ｄ棟205号、申立時の住所京都市伏見区日野不動講町38番地62
債務者　遠藤　祐介
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
京都府宇治市槇島町落合127番地の１　センティアコートⅡ201号
債務者　西郡喜代美（旧姓各務）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
京都市右京区太秦安井馬塚町10番地　ケヤキマンション201号、申立時の住所京都市右京区太秦開日町21番地５　藤川アパート７号室
債務者　川端　朝幸
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
京都市下京区小坂町16番地22
債務者　加島　千晶
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
京都市山科区椥辻草海道町23番地　山田マンション１階
債務者　大西　良枝
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７６２号
京都府向日市寺戸町修理式２番地の15
債務者　佐々木惠美子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７７２号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ525
債務者　木谷　純子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８０２号
京都市山科区大塚中溝１番地　レジデンス青葉大塚202号
債務者　森恒三千夫
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係